大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

施 行 平成29年 2月 1日

一部改正 平成29年 4月27日

一部改正 平成30年 4月 1日

一部改正 平成30年 8月 1日

一部改正 平成30年10月 1日

一部改正 令和 2年 4月 1日

一部改正 令和 3年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合 事業」という。)の実施について、法、介護保険法施行令(平成10年政令第41 2号。以下「政令」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第3 6号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとす る。

(事業の内容)

- 第2条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち次に掲げる事業(以下「第1号事業」という。)
 - ア 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち次に

掲げるサービスを提供する事業

- (ア) 地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生 労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。)別記1第2の1(1)イ(ア) ①に規定する訪問介護員等によるサービス(以下「介護予防訪問介護相当サービス」という。)
- (4) 国実施要綱別記1第2の1(1)イ(ア)②に規定する訪問型サービスA(以下 「訪問型サービスA」という。)
- (ウ) 国実施要綱別記1第2の1(1)イ(7)③に規定する訪問型サービスB(以下「訪問型サービスB」という。)
- (エ) 国実施要綱別記1第2の1(1)イ(ア)④に規定する訪問型サービスC(以下 「訪問型サービスC」という。)
- イ 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち次に 掲げるサービスを提供する事業
 - (ア) 国実施要綱別記1第2の1(1)イ(イ)①に規定する通所介護事業者の従事者によるサービス(以下「介護予防通所介護相当サービス」という。)
 - (4) 国実施要綱別記1第2の1(1)イ(4)②に規定する通所型サービスA(以下 「通所型サービスA」という。)
 - (ウ) 国実施要綱別記1第2の1(1)イ(イ)④に規定する通所型サービスC(以下「通所型サービスC」という。)
- ウ 法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業(以下「第1号介護予防支援事業」という。)
- (2) 法第115条の45第1項第2号の規定により実施する事業(以下「一般介護

予防事業」という。) のうち次に掲げる事業

- ア 国実施要綱別記1第2の1(2)イ(ア)に規定する介護予防把握事業
- イ 国実施要綱別記1第2の1(2)イ(4)に規定する介護予防普及啓発事業
- ウ 国実施要綱別記1第2の1(2)イ(ウ)に規定する地域介護予防活動支援事業
- エ 国実施要綱別記1第2の1(2)イ(エ)に規定する一般介護予防事業評価事業
- オ 国実施要綱別記1第2の1(2)イ(オ)に規定する地域リハビリテーション活動 支援事業

(実施方法)

- 第3条 市長は、次の各号に掲げる事業について、当該各号に定める方法により総合 事業を実施するものとする。
 - (1) 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス 指定事業者(法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。) による実施
 - (2) 訪問型サービスA及び通所型サービスA 指定事業者による実施又は法第1 15条の47第4項の規定による委託(以下「委託」という。)による実施
 - (3) 訪問型サービスB 省令第140条の62の3第1項第2号の規定による補助による実施
 - (4) 訪問型サービスC、通所型サービスC及び第1号介護予防支援事業 委託による実施

(対象者)

第4条 総合事業の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め

る者とする。

- (1) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険 者等
- (2) 一般介護予防事業 法第115条の45第1項第2号に規定する被保険者 (事業対象者の確認)
- 第5条 第1号事業の利用を希望する者(居宅要支援被保険者(法第53条第1項に 規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)である者を除く。)は、省令第1 40条の62の4第2号に掲げる者(以下「事業対象者」という。)であることの 確認(以下「確認」という。)を受けなければならない。
- 2 前項の規定による確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大分 市介護予防・日常生活支援総合事業対象者確認申請書(様式第1号)に次に掲げる 書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 介護保険被保険者証
 - (2) 介護予防ケアマネジメント依頼(変更) 届出書(様式第2号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の規定による申請は、訪問型サービスC及び通所型サービスCのみを利用する者(以下「サービスCのみ利用者」という。)に限り行うことができる。ただし、 次に掲げる者にあっては、この限りでない。
 - (1) 要支援認定(法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。)の 有効期間が満了した後において、引き続いて要支援認定を受けるための法第33 条第2項の規定による更新の申請を行わない者
 - (2) その他やむを得ない事情により、第1号事業の利用が必要であると市長が認め

る者

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請者が 事業対象者に該当すると認めたときは、大分市介護予防・日常生活支援総合事業対 象者確認通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(確認の有効期間等)

- 第6条 確認の有効期間は、前条第2項の規定による申請をした日から4年(サービスCのみ利用者又は前条第3項第2号に掲げる者にあっては、6月)を経過する日の属する月(当該申請をした日が月の初日である場合にあっては、4年(サービスCのみ利用者又は前条第3項第2号に掲げる者にあっては、6月)を経過する日の属する月の前月)の末日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、要支援認定の有効期間が満了した後において引き続い て確認を受けた者に係る確認の有効期間は、当該要支援認定の有効期間が満了した 日の翌日から起算するものとする。
- 3 確認を受けた者で、当該確認に係る有効期間が満了した後において引き続いて確認を受けようとするものは、当該確認に係る有効期間の満了する日の60日前から有効期間の満了する日の前日までの間に、確認の更新の申請をしなければならない。この場合において、更新した確認の有効期間は、更新する前の確認の有効期間が満了した日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による確認の更新の申請について準 用する。

(利用者負担)

第7条 総合事業の利用者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定め

る額を負担するものとする。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスA 事業の実施に要する費用の額として市長が別に定める額に100分の10(法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者(同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者を除く。)にあっては100分の20(政令第29条の2第3項各号に掲げる場合を除く。)、法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあっては100分の30(政令第29条の2第6項各号に掲げる場合を除く。)を乗じて得た額
- (2) 訪問型サービスB 第3条第3号の規定による補助の対象となる者が定める 額
- (3) 訪問型サービスC及び通所型サービスC 市長が別に定める額 (支給限度額)
- 第8条 総合事業の利用者が、要支援認定又は確認の有効期間に係る日が属する月についてそれぞれ当該月の初日からの1月間において利用した総合事業に係る第1号事業支給費(法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。)の合計額(居宅要支援被保険者にあっては、法第55条第1項に規定する合計額を含む。)は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イの規定(自立支援のため集中的なサービスの利用が必要な場合等利用者の状態により市長が必要と認める場合にあっては、同告示第2号ロの規定)により算定した額(居宅要支援被保険者にあっては、法第55条第1項に規定する介護予防サービス費等

区分支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額)の100分の90(法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者(同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者を除く。)にあっては100分の80(政令第29条の2第3項各号に掲げる場合を除く。)、法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあっては100分の70(政令第29条の2第6項各号に掲げる場合を除く。)に相当する額を超えることができない。

(高額介護予防サービス費相当事業)

- 第9条 市長は、総合事業の利用者が利用したサービスに係る第1号事業支給費の合計額に90分の100(法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者(同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者を除く。)にあっては80分の100(政令第29条の2第3項各号に掲げる場合を除く。)、法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあっては70分の100(政令第29条の2第6項各号に掲げる場合を除く。)を乗じて得た額から、当該費用につき支給された第1号事業支給費の合計額を控除して得た額(居宅要支援被保険者にあっては、法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額から高額介護予防サービス費(同項に規定する高額介護予防サービス費をいう。以下同じ。)を減じて得た額を含む。)が、著しく高額であるときは、当該利用者に対し、高額介護予防サービス相当費を支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス相当費の支給については、高 額介護予防サービス費の例による。
- 3 高額介護予防サービス相当費の支給を受けようとする者は、高額介護予防サービ

ス相当費支給申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

- 第10条 市長は、総合事業(指定事業者により実施される事業に限る。)の利用者に係る負担額(前条第1項の高額介護予防サービス相当費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とし、かつ、居宅要支援被保険者にあっては、法第61条の2第1項に規定する合計額から高額医療合算介護予防サービス費(同項に規定する高額医療合算介護予防サービス費をいう。以下同じ。)を減じて得た額を含む。)が、著しく高額であるときは、当該利用者に対し、高額医療合算介護予防サービス相当費を支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、高額医療合算介護予防サービス相当費の支給については、高額医療合算介護予防サービス費の例による。
- 3 高額医療合算介護予防サービス相当費の支給を受けようとする者は、高額医療合 算介護予防サービス相当費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(様式第5号) を市長に提出しなければならない。

(指定の申請等)

- 第11条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、大分市介護予防・日常生活支援総合事業指定申請書(様式第6号)により行うものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたと きは、当該申請を行った者を指定事業者として指定し、大分市介護予防・日常生活 支援総合事業指定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(指定の有効期間)

第12条 省令第140条の63の7の規定により定める指定の有効期間は、6年と

する。

(指定の更新)

- 第13条 法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新の申請は、大分市 介護予防・日常生活支援総合事業指定更新申請書(様式第8号)により行うものと する。
- 2 第11条第2項の規定は、指定の更新について準用する。 (変更の届出等)
- 第14条 指定事業者は、当該指定に係る事業について、省令第140条の63の5 第1項各号に掲げる事項(第3号、第9号から第11号までに掲げる事項を除く。) に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に、大分市介護予防・ 日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書(様式第9号)を市長に提出しなけれ ばならない。
- 2 指定事業者は、当該指定に係る事業の廃止又は休止をしようとするときは、当該 廃止又は休止をする日の1月前までに、大分市介護予防・日常生活支援総合事業廃 止(休止)届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 3 指定事業者は、前項の規定による届出により休止した事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、大分市介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書 (様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(指導及び監査)

第15条 市長は、総合事業の適正な運営を確保するため、必要に応じ、指定事業者 等に対する指導及び監査を行うものとする。

(不正利得の徴収等)

- 第16条 市長は、総合事業の利用者が偽りその他不正の行為により第1号事業支給 費の支給を受けたときは、当該利用者から、その全部又は一部を徴収するものとす る。
- 2 市長は、指定事業者が偽りその他不正の手段により法第115条の45の3第3 項の規定による支払を受けたときは、当該指定事業者から、その支払った額につき 返還させるべき額を徴収するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第6条第1項の規定

は、この要綱の施行の日以後に大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条第2項の規定による申請をした者について適用し、同日前に当該申請をした者については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行し、改正後の大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第7条の規定は、同日以後の介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の利用について適用する。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)

2 改正後の大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第6条第1項の規定は、 この要綱の施行の日以後に大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条 第2項の規定による申請をした者について適用し、同日前に当該申請をした者につ いては、なお従前の例による。

日

日

大分市長 殿

被保険

大分市介護予防・日常生活支援総合事業対象者確認申請書

申請日

記入日

年

年

月

月

事業対象者であることの確認を受けたいので、大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

有番号																		
フリガナ 氏 名	-								性別	男・女	生年月	日		年	月	日	年齢	点
住所	大分市	_											電話番号	 				
<申	申請の理師	由>																
1.	訪問型サ 利用する		又は通所	型サー	-ビス(このみ	を						効期間が満 所の申請を			て、		
	事業対象 引き続いて				了した	後には	おいて	`	4.	そのイ	也やむを	を得な	い事情()
<直	重近の介記	濩認定	等の状況	兄>														
	要支	援状態	版区分(1	•	2)			4	事業対	象者	Ť		該当	なし		
1	有効期間		平成		年		月		日	から	ò <u>s</u>	平成	<u> </u>	ŧ	月	E	1	
<基	基本チェ [、]	ックリ	スト実績	拖結果	₹>													
	軍動機能 3点以上)		養状態 (2点)		1腔機; 2点以_			こもり o.16該	傾向 当)		のわす <i>;</i> 1 点以上		うつ((2点)			総 1 1~20 (10点	のうち	
	/5		/2		/	3		/	1		/;	3	/	⁄ 5		/	′2 0	,
<提	是出代行為	者>																
事業所名担当者氏名																		
	地域台																	
居	宇介護式	を援事 しょうしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	業者(氢	長託先	;)													

基本チェックリストの結果を、大分市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、 主治医、その他の関係者にサービスの提供に必要な範囲で提示することに同意します。

本人署名	代筆
	(代筆者の自署)

【事務処理欄】(記入しないでください。)

介護認定等		認定等	有効期限	Į		チェック欄	
未申請・事業対象者・要支援・要介護	平成	年	月	日まで	電算入力□	入力チェック□	再交付□

基本チェックリスト実施票

※基本チェックリスト実施日から1カ月以内に申請して下さい。

No.	質 問 項 目	口 (いずれかに〇を	答 をしてください)	点数
1	バスや電車で1人で外出していますか(自分で運転する場合も含みます)	0. はい	1. いいえ	
2	日用品の買物をしていますか(自ら外出し、日用品を購入していれば「はい」、電話等の注文のみで済ませている場合は「いいえ」とします)	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか (家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は「いいえ」とします。)	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか (電話による交流や家族・親戚の家への訪問は「いいえ」とします)	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか (電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします)	0. はい	1. いいえ	5
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか(時々手すり等を使用している程度であれば「はい」、習慣的に使用している場合は「いいえ」とします)	0. はい	1. いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか (時々つかまっている程度であれば「はい」とします)	0. はい	1. いいえ	
8	15分くらい続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	O. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか (自分の健康状態や体力から転びやすいと感じる方は「はい」とします)	1. はい	O. いいえ	5
11	6カ月間で2〜3kg以上の体重減少がありましたか (6カ月以上かかって減少している場合は「いいえ」とします)	1. はい	O. いいえ	
12	身長 (cm) 体重 (kg) ※体重は1カ月以内の値 BMI ()※BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)	1. 18.5未満	0, 18.5以上	2
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか(半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化がない場合は「いいえ」とします)	1. はい	O. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	O. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	O. いいえ	3
16	週に1回以上は外出していますか (週によって外出頻度が異なる場合は、過去1カ月の状態を平均してください)	0. はい	1. いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	O. いいえ	2
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか(本人が物忘れ があると思っても周りの人から指摘されない場合は「いいえ」とします)	1. はい	O. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか(誰かに電話番号を尋ねてかけ たり、誰かにダイヤルしてもらい会話だけする場合は「いいえ」とします)	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか (月と日の一方しかわからない場合は「はい」とします)	1. はい	O. いいえ	3
		小計	/	/20
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	O. いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	O. いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	O. いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	O. いいえ	
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	O. いいえ	/ 5
		合計		
				/25

介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

								<u>**</u> **	、枠を	を記	<u>入し</u>	/てく	た	さい。	5
被保険者氏	名						被	保険	者都	肾号				区	分
(フリガナ)														新規・	変更
					ı			, I	個人	番号	<u>1</u> 7		1		
									生年	月日				l	
											年		月		月
介護予防ケアマネ	ベジメン	✓ ト ð	を依め	頼す	る地	域包	.括支	援せ	コンク	ター					
地域包括支援センターの名称				地址	或包	括支	援士	セン	ター	の別	斤在 均	也			
	₹														
	<u> </u>	_	Π		1	1		፤ 話₹	番号 		Ι				
事業所番号															
介護予防ケアマ ※居宅介護支援事業者が介護予防											して・	くだ	さい	0	
居宅介護支援事業所名				扂	宅分	護	支援	事業	き所の	の所	在地	1			
	₹														
							冐	1話	番号						
事業所番号															
依頼する地域包括支援セン	ター又	は居	宅介	護さ	え 援い	事業 原	近を	変更	する	場合	·の理	自由等	Ż F		
	開	始	• 変	更年	月 月] [年		月		F])
大分市長 殿															
上記のとおり、地域包括支援セ トを依頼することを届け出ます。	ンター	- ()	居宅	介護	美 支持	爰事	業所	ř) (i	こ介記	護予	防ク	アー	マネ	ジメ	ン
年 月 日	1														
被保険者住所															
被保険者氏名								雷雪	舌番	문					
								ΗĒĒ	口笛	ク					

殿

大分市長

印

大分市介護予防・日常生活支援総合事業対象者確認通知書

大分市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者であることを確認したので、大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条第4項の規定により、次のとおり通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
基本チェックリスト実施日	
確認の有効期間	

高額介護予防サービス相当費支給申請書

					甲	請開	始月			年	F	•
フリガナ				個ノ	番号							
被保険者氏	名			被保险	食者番号							
生年月日		年	月 日		性別				男	- 3	女	
住 F	所 • 申	請者と同じ	- その	他()
下記の口座	段 り、高額介護予 の登録を申請し に属する者の所得 月 日	,ます。なお }状況及び [.]	、高額介護	予防サー	-ビス相当	費の	支給額	質の算	算定に関	関して	、私為	及び
申請 [;] (被保険	住所 者					;	連絡:	先	-	-		
		扳	表 込 指	定	口座							
金融	幾関名	3	支 店 名		種目			ı	口座	番号	-	
	銀行 · 金庫 組合 · 農協			・支 店・出張所								
金融機関コード		支店コ·	- ド		3 その1	也						
フリガナ												
口座名義												
受領に関する 委 任	(申請者と振う本申請に係る		見を、上記 <i>の</i>		義人に委任			てくた	 :さい。))		

様式第5号(第10条関係)

高額医療合算介護予防サービス相当費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

	1		1	-	1	:			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
申請対象年度	年度	申請区分	1. 新規	2. 変更	3. 取下げ	(保険者4	(保険者等記入欄)]	大浴甲謂-	支給申請書整理番号			\	校目
申請形態 1.計算期	計算期間末日以降申請(期間中	(期間中死亡・生保適用	用・海外移住者なし)		2. 計算期間末日以	計算期間末日以降申請(期間中死亡者あり) 		3. 計算期間	3. 計算期間末日以降申請(期間	(期間中生保適用・海外移住者あり)	4. 死亡	·海外移住等計算期間中申請	####
フリガナ								H	個人番号				
被保險者 氏 名				生年月日		年 月	日 性別		計算期間の始期及び終期	#	月~ 年	町	
						国民健康保険資格情報	译格情報	1		_			
保險者番号	被保険者証記	記号		被保険者証番号	·香号	続柄	保険	保険者名称		九时人	加入期間		
					Ŷ.	後期高齢者医療資格情報	資格情報						
保険者番号		被低	被保険者番号				広城連合名称	教		加入	加入期間		
39440003						大分県(大分県後期高齢者医療広域連合	療広城連	√ □	年 月 日、	₩	H Н	
						介護保険資格情報	5情報		_				
保険者番号		被侍	被保険者番号				保険者名称	乔		人叫人	加入期間		
										年 月 目、	~ #	Д Н	
支給方法			17		+	種目		口座番号					
振込口座 口座振込 記入欄		信用 後祖 (2) (2) (2) (3) (3) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7	万重 名 ()		1.29.	正 ・		1		ロ座名義人 (カタカナ)			
Ţ	保険者名			加入	入期間		添付の自	自己負担為	己負担額証明書整理番号		備考欄		
宋徳1			#	月 日から	ら年月	ままで							
4 2 2			#	月 日か	から 年 月	田ま							
图 3			#	月 日から	ら 年 月	世							
私は、	本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任し	する受領を仕	大理人に委任	上します。									
委 任 代理人(口座名義人)	義人) 住所								五名			i	
小 委任者(被保険者 	者)												
大分県	大分県後期高齢者医療広域連合長	重合長 様				中	市町村長 嬢		年 月	ш			
① 高額医療合算介護 なお、これらの支 ます。	高額医療合算介護予防サービス相当費の支給について、上記のとおり申請しまなお、これらの支給に関し医療及び介護情報等を広域連合及び市町村等関係機ます。	の支給について 雙情報等を広城	て、上記のと 或連合及び市	おり申請し町村等関係	ます。 機関へ情報提供することに、	することに、同	同意し	郵便番号 -		住所			:
② 上記のとおり、自	自己負担額証明書の交付を申請します	计を申請しま 5	÷				# H	申請者 氏 名					
※自己負担額証明書の高額医療合算介護予	※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んで下さい。 高額医療合算介護予防サービス相当費の支給申請を行う場合、①のみを丸で囲ん	、 (1)・(2)のい支給申請を行	ずれも丸で囲 う場合、①の	囲んで下さい ○みを丸で囲	で囲んで下さい。 ①のみを丸で囲んで下さい。			電話番号					

大分市介護予防·日常生活支援総合事業指定申請書

年 月 日

大分市長 殿

申請者 所在地 名 称 代表者氏名

指定を受けたいので、大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第11条第1項の規 定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	1		-								
	フリガ	ナ									
	名 称										
				(郵便	番号		- ;)			
申	主たる	事務所の所	在地								
<u> </u>				(ビル	の名称	等)					
請	連絡先			電話看	番号				FAX 番号		
者	法人の	種別						法	人所轄庁		
	代表者	の職名・氏	名・	でか ク			(フリガナ)			(生年月日)
	生年月	日		職名			(氏名)				
		n		(郵便	番号)			
	代表者	の住所									
	事業所	等の名称									
				(郵便	番号)			
指定	事業所	等の所在地				•••••					
た を							1 1				指定年月日(現に指定を
受 け	同一所	在地におい	て行う	事業等	の種類	頁	実施事業	事	業開始予定	年月日	受けている場合に限る。)
よう		介護予防記	方問介	護相当	サービ	゛ス					
と	指定										
指定を受けようとする事業の種類等	指定居宅サ	訪問型サー	ービス	A							
業の任	サービ	介護予防迫	新 介	謹 相当	サービ	`ス					
性 類	ス	71 12 7 1732		HX 15 -							
等		通所型サー	ービス	A							
介護保	L 以 以 以 以 以 以 以 り り り り り り り り り り り り	 所番号								(既に排	
			I	!	<u>.</u>	!	!!!		!		
指定を	受けて	いる他の市	可时村								
ĺ					1						

第号年月日

大分市介護予防・日常生活支援総合事業指定通知書

殿

大分市長印

年 月 日付けでなされた指定の申請について、指定することに 決定しましたので、大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第11条 第2項の規定により、次のとおり通知します。

指定した事業の種類					
事業所等の名称					
事業所等の所在地					
指定年月日					
指定の有効期間満了日					
介護保険事業所番号					

大分市介護予防・日常生活支援総合事業指定更新申請書

年 月 日

大分市長 殿

指定事業者 所在地 名 称 代表者氏名

指定の更新を受けたいので、大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第13条第 1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	フリガナ										
	名 称										
	主たる事務所の所在地	(郵便番号	_)							
申		(ビルの名)	称等)								
·	連絡先	電話番号			FAX 番号						
請	法人の種別		•	法人所轄庁							
者	代表者の職名・氏名・ 生年月日	職名		(フリガナ) (氏名)			(生年月日)				
	代表者の住所	(郵便番号	_)							
		(ビルの名	称等)								
	フリガナ										
	名 称										
事業所	所在地	(郵便番号		-)							
新	連絡先	電話番号			FAX 番号						
施施	当該事業所(施設)の所名	E地以外の場	所に当記	亥事業所(施設)♂)一部として使	用される事	務所を有するとき	0			
(施設)	フリガナ										
	名 称										
	所在地	(郵便番	号	—)							
	連絡先	電話番			FAX 番号						
答羽	里者の氏名、生年月日	(フリガナ)		(生年月日)						
	が住所	(氏名)									
	- 12//1	(住所)									
サー	ービスの種類			訪問介護相当 通所介護相当			型サービスA 型サービスA				
	こ受けている指定の有効										
期間	清了日										

大分市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書

年 月 日

大分市長 殿

指定事業者 所在地 名 称 代表者氏名

指定を受けた内容に変更がありましたので、大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

		介護保険事業所都	千番号										
担告	ごの内容を変更した事業所(施設)		(名称	()									
111	1977日で多火した事業別(爬成)		(所在	地)									
サー	-ビスの種類				護予	訪問 防追 通列	月型 [、] 重所: 斤型 [、]	介護 ^材 サー i 介護 ^材	ごス. 目当 [*] ごス.	A サーコ			
	変更があった事項					変	更(の内	容				
1	事業所(施設)の名称		(変見	更前)	1								
2	事業所(施設)の所在地												
3	事業(開設)者の名称・主たる	事務所の所在地											
4	代表者の氏名、生年月日、住所	及び職名											
5	登記事項証明書又は条例等(当まのに限る。)	該事業に関するも											
6	事業所(施設)の建物の構造、	専用区画等	(変更	更後)									
7	事業所(施設)の管理者の氏名、	生年月日、住所											
8	サービス提供責任者の氏名、住	所及び経歴											
9	運営規程												
10	その他												
	変更年月日						4	年	F]	日		

大分市介護予防・日常生活支援総合事業廃止(休止)届出書

年 月 日

大分市長 殿

指定事業者 所在地 名 称 代表者氏名

事業の廃止(休止)をしたいので、大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

	介護保険事業所番号
廃止(休止)しようとする事業所(施設)	(名称)
	(所在地)
サービスの種類	介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービスA 介護予防通所介護相当サービス 通所型サービスA
廃止又は休止の別	廃止・休止
廃止又は休止をしようとする年月日	年 月 日
廃止又は休止をしようとする理由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する 措置	
休止の予定期間	年 月 日~ 年 月 日

大分市介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書

大分市長 殿

指定事業者 所在地 名 称 代表者氏名

事業を再開しましたので、大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

	介護保険事業所番号
再開した事業所(施設)	(名称)
丹用した事業別(爬政)	(所在地)
介護予防訪問介護相当サービス	
再開した年月日	年 月 日